

【支払基礎日数の算定について】

Q 1 支払基礎日数は週休日（土・日）を除き，祝日・年末年始の休日を含むとされているが，例えば，年末年始の休日期間と週休日が重なった場合はどうなるか。

A 1 支払基礎日数は「報酬支払の基礎となった日数」をいいます。

通常，週休日（通常の場合は土曜日及び日曜日）は，各地方公共団体の条例等で「勤務時間を割り振らない日」とされているため，支払基礎日数から除きます。

一方で，祝日法による休日及び年末年始の休日は，「勤務時間が割り振られているが勤務を要しない日」となり，報酬の対象となりますので，支払基礎日数に含めることとなります。

お尋ねのケースでは，年末年始の休日期間のうち，土曜日及び日曜日は「週休日」として支払基礎日数に含めず，それ以外の期間は支払基礎日数に含める取扱いになります。

Q 2 当所属所の職員（学校共済組合員）で，週 1 回，「毎週月曜日の全日」について「高齢者部分休業」を申請し，当所属所でこれを承認している者がいる。

「高齢者部分休業」を承認した職員の報酬は，勤務しなかった時間数に応じて，翌月の報酬から減額する。また，給与担当部署に確認したところ，「全日を高齢者部分休業として承認した日と祝日・年末年始の休日が重なった日は，報酬の支払の基礎となっている（その日の報酬は減額されない）」とのことであった。

12 月について毎週月曜日の全日に「高齢者部分休業」を取得した者について，支払基礎日数はどうなるか。（年末年始の休日：12/29～1/3）

【12 月】

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24 (祝日)	25	26	27	28	29 (休日)
30 (休日)	31 (休日)					

↑  
高齢者部分休業承認（毎週月曜日の全日）

【1 月】

日	月	火	水	木	金	土
		1 (祝日)	2 (休日)	3 (休日)	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14 (祝日)	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

A2 お尋ねの「高齢者部分休業」のように、翌月の報酬から当月の休業分を差し引いて報酬を支払っている場合は、翌月の支払基礎日数から、当月の欠勤・休業分を差し引いて支払基礎日数を算出します。

「全日を高齢者部分休業として承認した日と祝日・年末年始の休日が重なった日は、報酬の支払の基礎となっている」とのことですので、高齢者部分休業として承認された日（毎月月曜日）と、祝日・年末年始の休日が重なった日は、支払基礎日数に含めて算出してください。

お尋ねのケースでは、次のとおりとなります。

① 12月の休業分を、1月の支払基礎日数から差し引きます。

② 12月の欠勤・休業日（全日欠勤・休業した日）は、3日（12/3, 10, 17）となります。

※ 12/24は祝日と重なっていますので支払基礎日数に含めます。

※ 12/31は年末年始の休日と重なっていますので支払基礎日数に含めます。

③ 1月の支払基礎日数は、次のとおりとなります。

23日（1月の週休日を除き、祝日・年末年始の休日を含めた日数）－3日（12月の欠勤・休業日数）＝20日

なお、全日ではなく、一部の時間について高齢者部分休業を取得している日（半日休業する等）は、休業した時間以外の報酬は支給されるため、その日は支払基礎日数に含める取扱いとなります。